

令和4年6月16日  
土木部施設保全課

## 江東区立旧中川水辺公園外3施設の 指定管理者の選定手続きについて

現在、区で業務委託等を行っている江東区立旧中川水辺公園、江東区立亀戸九丁目緑道公園、亀戸中央公園乗船場及び旧中川・川の駅スロープの4施設について、指定管理者制度の導入を図るため、次のように選定手続きを実施する。

### 1 施設の名称・所在地

名称	所在地
①江東区立旧中川水辺公園 (にぎわい施設含む)	江東区亀戸八丁目25番先 大島九丁目10番先
②江東区立亀戸九丁目緑道公園	江東区亀戸九丁目33番30号
③亀戸中央公園乗船場	江東区亀戸八丁目22番地先
④旧中川・川の駅スロープ	江東区大島九丁目10番地先



施設案内図

## 2 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

## 3 選定方法

公募による。選定手続については、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき実施する。

## 4 指定管理者制度導入の目的

江東区立旧中川水辺公園外3施設を指定管理者が一体的に管理運営することで、効率的な管理運営による経費の削減が図られるとともに、民間企業等の自由な発想やノウハウを活かした取り組みにより公園の魅力向上を目指す。

## 5 指定管理者の業務内容

### (1) 公園の維持管理

公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な維持管理を行う。

### (2) 個別施設の管理及び運営

亀戸中央公園乗船場や旧中川・川の駅スロープ、川の駅にぎわい施設等の管理及び運営を行う。

### (3) 行為許可の代行

都市公園において制限される行為（工作物を設けない催し、商業目的の撮影等）について、指定管理者により使用の許可を行う。

### (4) 利用料金の設定及び徴収

有料施設（乗船場、旧中川・川の駅スロープ等）や行為許可に係る利用料金は、条例で定める額の範囲内において指定管理者が定め、指定管理者が徴収する。

### (5) 自主事業

指定管理者は、自らの企画及び負担により自主事業を実施する

ことができる。自主事業により得た売上金は指定管理者の収入となる。

## 6 今後の予定

- (1) 令和4年6月末まで 申請書の受付
- (2) 令和4年7、8月 第1次審査、第2次審査
- (3) 令和4年8月 江東区公の施設に係る指定管理者選定  
評価委員会で指定管理者候補者の決定
- (4) 令和4年10月 第3回区議会定例会で指定議案の審議
- (5) 令和5年3月 基本協定の締結